

(1) 希望ナンバーの予約の有効期限の延長の取扱い

1 相談内容

私は、海外自動車のディーラーに勤務している。自動車の希望ナンバー制を利用して、抽選対象の希望番号に当選し、予約済証を受領したが、車の日本到着が当初予定よりも遅れ、予約済証の有効期限までにA運輸支局への登録ができなくなり、同支局に確認したところ、有効期限（1か月）を延長することはできないと言われた。

しかし、同僚は、「B運輸支局は1週間の期限延長を認めてくれた」、「C運輸支局は2週間の期限延長を認めてくれた」、「D運輸支局は4週間の期限延長を認めてくれた」と話しており、運輸支局によって期限延長の対応が異なるのは、国民にとって不平等である。

また、有効期限までに交付されなかったナンバーは、欠番扱いとなり、再度抽選の対象となることはないと言われたが、抽選対象希望番号は、特に人気が高い番号であり、欠番扱いとなるのは不合理である。

やむを得ない事情がある場合は有効期限を延長する等の取扱いをすべきであると思う。

(注) 滋賀行政監視行政相談センターが受け付けた相談である。

2 ナンバープレート（自動車登録番号標）の交付と希望ナンバー制度

(1) ナンバープレートの交付

ナンバープレートは、国が自動車の所有権と安全・環境基準への適合性を公証するためのものであり、新たに自動車の登録をした場合（新車、中古車）、引越し等により地域名表示が変更となる場合等に交付される。

ナンバープレートには、使用の本拠、自動車の種類、用途に応じ、「地域名」、「分類番号」、「平仮名等」を付した上で、4桁の大文字アラビア数字の番号（4桁以下のアラビア数字）で表示している。

その交付は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、国土交通大臣が指定した者（交付代行者）が行っている。

(2) 希望ナンバー制度の概要

ナンバープレートの4桁の番号は、交付の順番（一連指定番号）に付与するのが原則であるが、自動車の所有者が希望する場合には、特定の番号（希望番号）を付与している。

ただし、特に人気が高い番号については、自家用自動車（レンタカ

一除く)に限り、毎週1回月曜日に抽選を行い、当選した場合のみ予約することができる。

なお、希望番号ナンバープレートについては、通常の一連指定番号のナンバープレートと異なり、一枚ずつの注文生産となるため、交付手数料が高く設定されており、例えば、東京での中型番号標(乗用車など)1組の交付手数料は、通常のは1,440円、希望ナンバーのものは4,100円となっている。

(3) 希望ナンバーの抽選、予約の受付等の業務の運用

希望ナンバーの抽選、予約の受付等の業務は、交付代行者がナンバープレートの発注業務の一環として行っている。

その実施に当たっては、交付代行者は、「希望ナンバー制の導入について」(平成9年8月4日付け自管第61号同技術安全部管理課長通達。以下「平成9年課長通達」という。)に基づき、希望番号の予約業務の実施の方法について基本的事項を定める必要がある。

なお、平成9年課長通達には、交付手数料や予約の有効期限について、次のとおり記載されている。

- 交付代行者は予約を受け付ける際に交付手数料を収受する
- 交付手数料は、予約を受け付けた時点で希望番号に係るナンバープレートが製作されることに鑑み、予約のキャンセル等により希望番号による登録が行われなかった場合でも返還しない
- 抽選希望番号受付証及び希望番号予約済証には有効期限を付すこととし、当該有効期限を経過した場合には失効するものとする

(4) 希望ナンバーの予約等の手続

希望ナンバーの予約の申込みは、運輸支局等に隣接して設置されている交付代行者の「希望番号予約センター」の窓口で直接行うほか、郵送、FAX又はインターネットにより申込みすることも可能である。

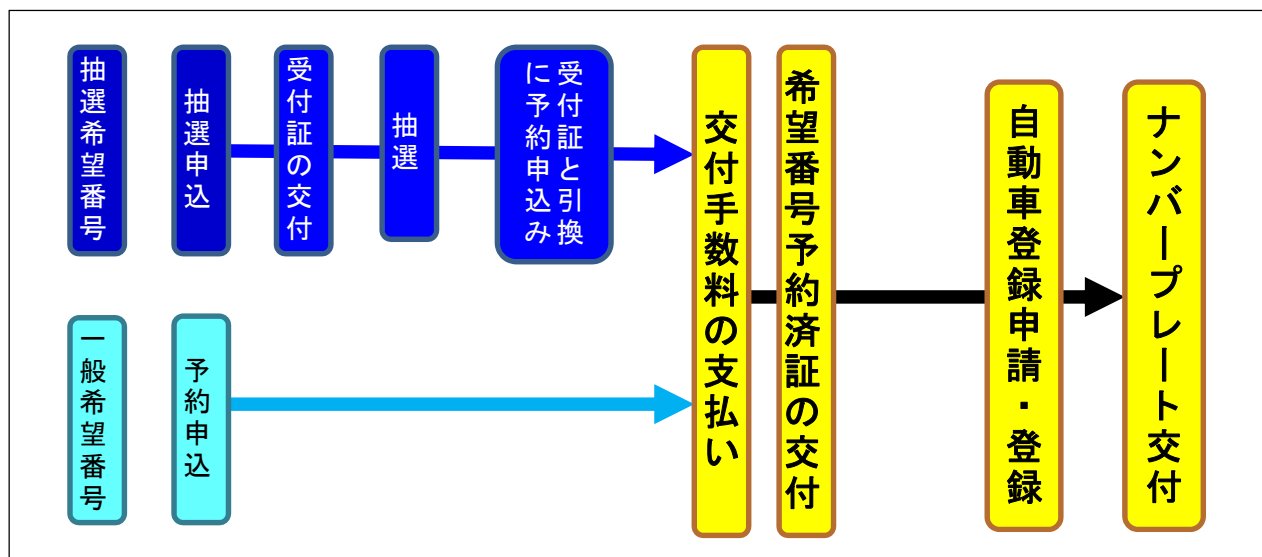
予約の申込み後(抽選対象希望番号を申し込んだ場合には、当選の通知を受けた後)、交付手数料を入金すると、希望番号とナンバープレートの交付を受けられる期間を記載した予約済証が交付される。

運輸支局等において登録申請をする際に当該予約済証を提示すると、その番号で自動車登録が行われ、交付代行者からその番号のナンバープレートの交付を受けることとなる(手続の流れについて、図表1参照)。

また、交付代行者が定めた希望番号予約業務運営要領(以下「運営

要領」という。)においては、有効期間を経過した予約済証は失効し、その予約済証に係る番号のナンバープレートは交付代行者が直ちに廃棄するとされている。

図表 1 希望ナンバー制度の手続の流れ



(注) 一般社団法人 全国自動車標板協議会のホームページを基に当室において作成

3 調査結果

(1) 登録申請の窓口の対応

A運輸支局を管轄する運輸局の管内では、登録申請の窓口で予約済証の有効期限の延長の申出があった場合には、有効期限の延長の取扱いはできない旨を説明するとしている。

一方、B運輸支局、C運輸支局及びD運輸支局を管轄する運輸局の管轄内では、延長の理由によっては、窓口において交付代行者に延長の可否を確認し、延長を認めることがあるとしている。

また、申出人に交付代行者に延長の可否を確認するよう伝えているというところもあった。

(2) 交付代行者の対応

任意に抽出した交付代行者5事業者（(1)の運輸局以外の地区の事業者）に、希望ナンバーの予約の有効期限の延長の問合せがあった場合の対応について確認したところ、いずれも、予約済証の有効期限を過ぎた場合には交付を受けられない旨を説明しているとのことであった。

4 国土交通省の見解

① 予約済証の有効期間について

予約済証の有効期間については、平成9年課長通達を踏まえ、交付代行者が、

- ・ユーザーがナンバープレートの受け取りに来るために要する期間
- ・ナンバープレートを保管・管理するための施設の物理的容量等を考慮し、その長さを設定し、運営要領として定めている。

② 予約済証の有効期間を1か月間と定めていることについて

予約済証の有効期間については、①で述べたとおり、各交付代行者が現場の実情に応じ具体的期間を定めているものであり、国が個別具体的にその期間の妥当性を審査しているものではない。

今般の行政相談を踏まえ、国土交通省から全国の交付代行者に対し、有効期間の延長について、個別の要請の有無とその件数を問い合わせたところ、正確な統計としては整理されていなかったが、各交付代行者当たり、年間数件から十数件程度とのことであった。希望ナンバーの年間交付件数が約710万件であることを踏まえると、現行の有効期間で支障があるのは0.0数%程度と極めて小さいと言え、現状の1か月間という有効期間は妥当なものとする。

③ 個々の事情により予約済証の有効期間の延長を認めることについて

仮に、個々の事情により予約済証の有効期間を延長する取扱いを認める場合、以下の点を考える必要がある。

- ・有効期間の延長を安易に認めた場合、自動車を用意できていない場合や登録手続の準備が整わないにもかかわらず特定の番号を専有することを目的にした番号の申込みを助長することとなり、他のユーザーに不利益を生じさせることになる
- ・また、ナンバープレートを長期間保管しなければならなくなった場合、交付代行者はプレートの保管場所を追加的に確保する必要がある
- ・上記のような事態を防止するためには、延長する理由の真偽や延長期間の妥当性を厳密に判断する必要があるが、これは、交付代行者に過度な負担をもたらすことになる

④ 本件に係る当省としての対応について

今回の行政相談においては、特に人気の高い抽選対象番号について、有効期間の特例的な延長を要望していると解されるが、このような貴重な番号であれば、あるほど、国土交通省としては、③で述べた課題に

ついて慎重に検討する必要があると考える。

このため、延長を必要とする理由にも踏み込んで検討すると、そもそも、輸入車の登録に当たっては、

- ・海外から我が国への輸送に要する期間
- ・港湾での税関手続き等に要する期間
- ・港湾からディーラー、購入者への国内輸送に要する期間
- ・当該自動車を我が国の安全・環境基準に適合させるための改修・検査に要する期間

等を遅延のリスクを含めて考慮して行うので通常であり、これらの見通しが立たない状態で、輸入される前から人気の高い番号を確保するために抽選に参加し、番号を押さえようとする行為に対し、交付代行者が予約済証の有効期間を延長するに値する妥当な理由として取り扱うべきかという課題があると考ええる。

したがって、国土交通省としては、とある運輸支局管内の交付代行者で予約済証の有効期間の延長が認められたことをもって、他の交付代行者に対しても予約済証の有効期間の延長を認めるべきと指導することはできない。

(2) 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

1 相談内容

厚生年金保険及び健康保険の加入に伴い、平成 27 年 10 月から平成 29 年 7 月までの健康保険料を遡って年金事務所に支払った。同事務所から、同期間の国民健康保険料は申請すれば還付されると説明を受けたので区役所に申請したところ、還付できるのは 2 年度分（平成 28、29 年度）であり平成 27 年度分は還付できないという。健康保険料の徴収は加入月から行うのに、国民健康保険料の還付は年度単位となっているようであるが、保険料の二重払いはおかしいので、解消してほしい。

(注) 本件は、東京行政評価事務所が受け付けた相談である。

2 制度等の概要

(1) 健康保険の資格取得及び国民健康保険の資格喪失

健康保険の被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日から被保険者の資格を取得することとされている（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 35 条）。

国民健康保険の被保険者は健康保険の被保険者となった日の翌日から、その資格を喪失することとされている（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 6 条第 1 号及び第 8 条第 1 項）。

(2) 健保法及び国保法における保険料の納付

健康保険料は、毎月、翌月末日までに納付しなければならないとしており（健保法第 164 条第 1 項）、保険料徴収権の消滅時効は当該納期の翌日から起算して 2 年とされている（健保法第 193 条第 1 項）。

国民健康保険においては、保険料を確定する処分である賦課決定について、当該年度の初日（4 月 1 日）を基準として年度単位で行うこととしており、保険料徴収権の消滅時効は 2 年とされている（国保法第 110 条）。

(3) 国民健康保険料の還付

国民健康保険料の還付を行うには、本来納めるべき保険料の額を確定させるため

賦課決定の手続を行う必要がある。一方で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により国保法の一部を改正し、賦課決定の期間制限の規定（国保法第 110 条の 2）が設けられたことにより、各年度の最初の保険料の納期（通常 6 月末頃）の翌日から起算して 2 年を経過した日以後は賦課決定できないこととされている。なお、健保法にはこのような賦課決定の期間制限の規定はない。

※ 本相談事案については、

- ・本来、平成 27 年 10 月から健康保険の資格を有しているため、平成 27 年 10 月以降の健康保険料を徴収した一方で、
- ・すでに納付していた国民健康保険料については、区役所に資格喪失の申請があった平成 29 年 8 月から遡及して賦課決定を行うことが可能な平成 28 年度分及び平成 29 年度分の保険料（平成 27 年度保険料は当該年度の最初の保険料の納期から 2 年経過しているため賦課決定できない）のみ還付したものと考えられる。

3 関係機関の意見

厚生労働省保険局国民健康保険課に確認したところ、以下の通りの説明があった。

(1) 国保法第 110 条の 2 が設けられた経緯

従来、介護保険においては、保険料徴収権の消滅時効が 2 年であることに鑑み、減額可能な期間についても 2 年と解していたところ、2 年より遡って減額し還付すべき（無制限に遡及可能）とする最高裁判例（介護保険料減額更正請求事件判決（平成 23 年（行コ）第 30 号（確定）））が出たことを踏まえ、

- ・ 4 月 1 日を基準とし年度単位で保険料を賦課決定する点や、
- ・ 徴収権の消滅時効を 2 年とし、賦課決定の期間制限の規定がなかった点において、介護保険と同様の法律構成になっていた国民健康保険においても、
- ・ 判決の趣旨に従うと無制限に過去に遡って減額賦課が可能な状態となっていること、
- ・ 国民健康保険財政を安定的に運営するためには保険料に係る権利義務関係を早期に確定させる必要があること、

- ・保険料の徴収権に係る消滅時効が2年間であることとの均衡を図る必要があること

を踏まえ、国民健康保険料の賦課決定について2年の期間制限を設けることとした。

(2) 本相談事案が生じた原因について

事業所には社会保険の加入義務があるところ、本件においてはその義務を怠ったことにより、遡及して社会保険に加入することとなったため、相談者は遡及によって健康保険の資格を取得しかつ国民健康保険の資格を喪失することとなった。

これに伴い、前述の規定により健康保険料の徴収及び国民健康保険料の還付を行ったところ、納付された保険料の算定の基礎となる期間が重複したものである。

なお、このような二重払いの実態について、件数等の詳細は把握していない。

(3) 本相談事案に関する考察及び今後の対応

一方で、前述のとおり、賦課決定の期間制限の規定は、権利義務関係を早期に確定させることを趣旨として設けられたものであり、その期間については、徴収権の消滅時効が2年であることを踏まえ、保険料賦課における増額と減額に係る期間との公平性に鑑み2年としているところである。

今回御指摘の保険料の二重払いについては、社会保険の未適用事業所が遡及して社会保険に加入したことに起因するものであり、本来、法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている事務所及び工場、商店等の個人事業所については、適用事業所として健康保険の加入が健保法第3条第3項で義務づけられている。問題の所在は、あくまで事業所に加入義務があるにも関わらずこれを怠っていたことにあり、賦課決定の期間制限の規定の趣旨及び規定内容の問題ではないと考えている。

本相談事案における問題に関連して、厚生労働省としては未適用事業所の加入指導に取り組んでいるところである。市町村における国民健康保険の窓口においても、就労状況を確認した上で社会保険の適用の可能性がある場合は、年金事務所に情報提供し未適用事業所の加入指導を行うなど、社会保険の適用促進に関する取組を一層進めてまいりたい。

(3) 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し

1 意見内容

平成 21 年頃、住民票に記載されている氏名の字体が市の職権で修正され、28 年 3 月に取得したマイナンバーカードにも修正後の字体で氏名が記載されている。

しかし、運転免許証には修正前の字体で氏名が記載されていることから、同年 7 月、運転免許証の更新の際に、マイナンバーカードを提示して氏名変更手続をしようとしたところ、変更事項の確認書類として、マイナンバーカードは認められておらず、住民票の写しを提出するよう求められた。

マイナンバーカードは、住民基本台帳の情報を基に作成されたものであり、住民票の写しを発行するには手数料を負担する必要があるため、運転免許証の氏名の字体を変更する場合はもちろん、氏名を変更する手続の確認書類として、マイナンバーカードを認めてほしい。

(注) 滋賀県の行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。

2 第 108 回会議（平成 29 年 12 月 8 日）における主な意見

- 氏名の変更に本籍の変更を伴わない場合は、マイナンバーカードを確認書類として認めることができるのではないかと。
- 警察庁において、氏名の変更届の際に本籍の変更の有無を確認する必要があるとの説明について、より具体的な説明を求めるのがよい。

<確認が必要な事項>

氏名の変更届の際に本籍の確認をする必要性について、運転免許証の本籍情報の利用場面など、より具体的な説明を求めること

3 運転免許証の本籍情報の利用目的等（警察庁の説明）

大量に取り扱う交通違反や交通事故の捜査の際にもその処理を迅速化し、確認等の国民の負担の軽減と過誤の防止を図りつつ、個人を特定するため、免許証の本籍が用いられ、司法書類等には原則として本籍を記載することとしていることなどから、本籍が記載された住民票の写しで、変更事項の確認を行っている。

4 運転経歴証明書の氏名変更届における提示書類

運転免許証を自主返納して 5 年以内の者は、運転免許証に代わる写真付きの身分証明書として運転経歴証明書の交付を受けることができる（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条の 4 第 6 項、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 39 条の 2 の 4）。

運転経歴証明書には、住所、氏名、生年月日及び運転に関する経歴等が記載されており（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 30 条の 11）、本籍情報はない。記載事項に変更を生じたときは、住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならないとされている（施行規則第 30 条の 12 第 1 項）。

運転経歴証明書の記載事項変更届における確認書類は、図表 1 のとおり。

図表 1 運転経歴証明書の記載事項変更届における確認書類

変更事項	書類	方法
住所	住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類	提示
氏名 (住民基本台帳法の適用を受ける者)	<u>住民票の写し</u>	提示
氏名 (住民基本台帳法の適用を受けない者)	旅券等	提示

(注) 施行規則第 30 条の 12 第 3 項に基づき作成した。

図表 2 (参考) 運転免許証の記載事項変更届における確認書類

変更事項	書類	方法
住所	住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類	提示
本籍又は氏名 (住民基本台帳法の適用を受ける者)	<u>住民票の写し（※本籍を記載したものに限る。）</u>	添付
国籍又は氏名 (住民基本台帳法の適用を受けない者)	旅券等	提示

(注) 施行規則第 20 条第 2 項及び警察庁の説明（※）に基づき作成した。